平成２３年（フ）第５１９９号
大阪市西成区聖天下１丁目10番39―605号
債務者　山﨑　浩二
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　祐吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２００号
大阪市西成区聖天下１丁目10番39―605号
債務者　山﨑　涼子（旧姓加）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　祐吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６７６号
大阪府茨木市真砂３丁目12番26号
債務者　諸本　　満
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂和　宏展
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７８５号
大阪府柏原市山ノ井町６番14号
債務者　早川　裕久
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木部　徹之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８４１号
奈良県生駒市喜里が丘１丁目７番23号
債務者　池田　勝憲
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８７１号
大阪府池田市石橋２丁目３番10―Ｃ号、前住所大阪府箕面市小野原西６丁目13番４号
債務者　田中　　篤
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８８７号
兵庫県芦屋市南宮町６番16―307号
債務者　足立　健治
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２０１号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番10―402号
債務者　原　　英文
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志和　謙祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８１０号
大阪市西淀川区竹島５丁目１番６号　アドバンテージ107号室
債務者　酒井　康之
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　祐吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９２３号
大阪府東大阪市吉田本町３―６―20　セワール吉田505、住民票上の住所大阪府東大阪市瓜生堂２丁目22番９号
債務者　西山　一夫
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志和　謙祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６６号
和歌山県岩出市赤垣内88番地の８
債務者　嶋津建築こと　嶋津　富次
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾野　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４４０号
新潟市東区紫竹６丁目18番２号　サーパス紫竹207号
債務者　桒原真佐美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９９７号
大阪府豊中市小曽根５丁目５番８号
債務者　沖野　建一
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５６４号
大阪府枚方市高野道２丁目20番１―302号
債務者　白井　一男
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１１５号
大阪府寝屋川市清水町45番５号
債務者　水田　良治
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５２３号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目９番８号
債務者　髙見　直子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６０２号
大阪市西成区岸里東１丁目30番１―105号
債務者　吉澤さと子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部